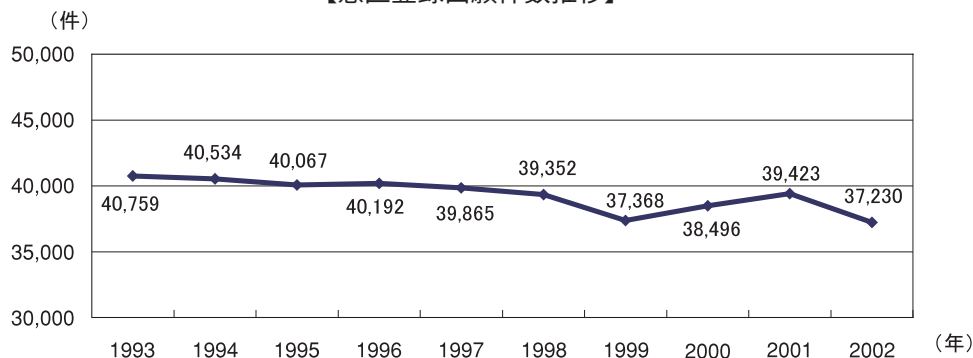


2. 意匠審査

(1) 意匠出願動向

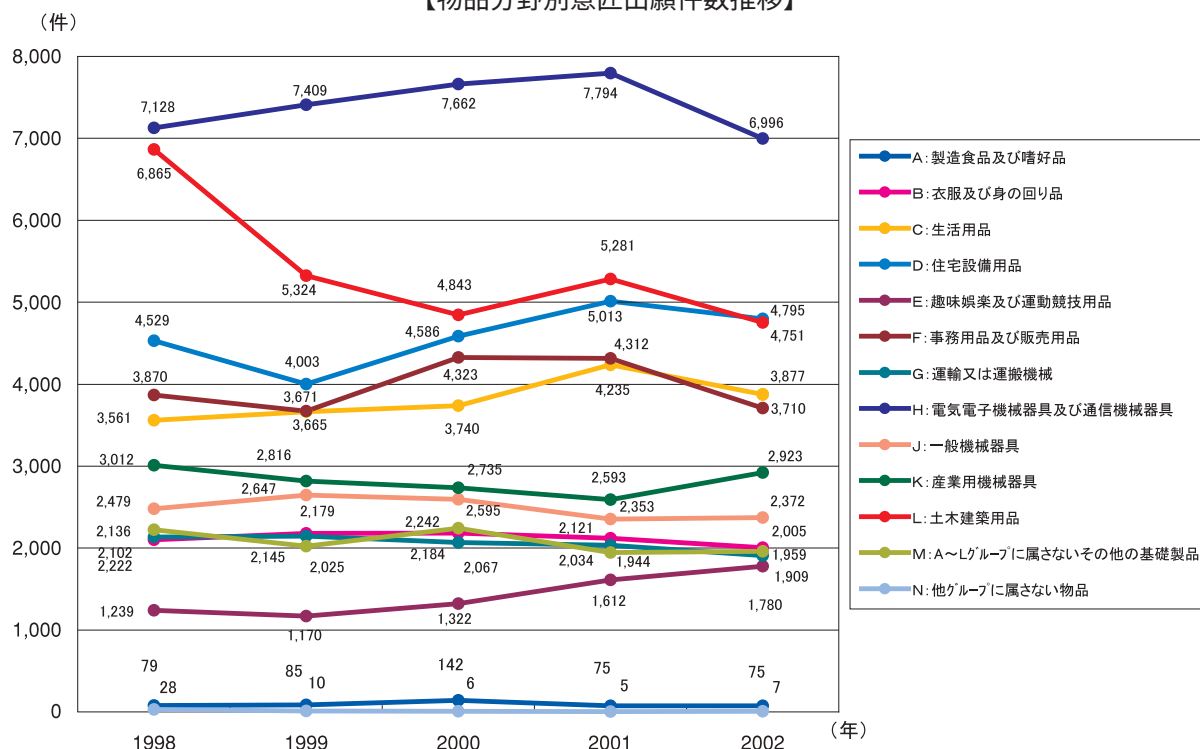
近年、意匠登録出願件数は約4万件弱の水準で推移している。2002年における出願件数は37,230件（対前年比約5.6%減）であり、単年ベースでは、1998年の意匠法改正に基づく出願受付開始以降（1999年～）の微増傾向から若干の減少に転じることとなった。

【意匠登録出願件数推移】

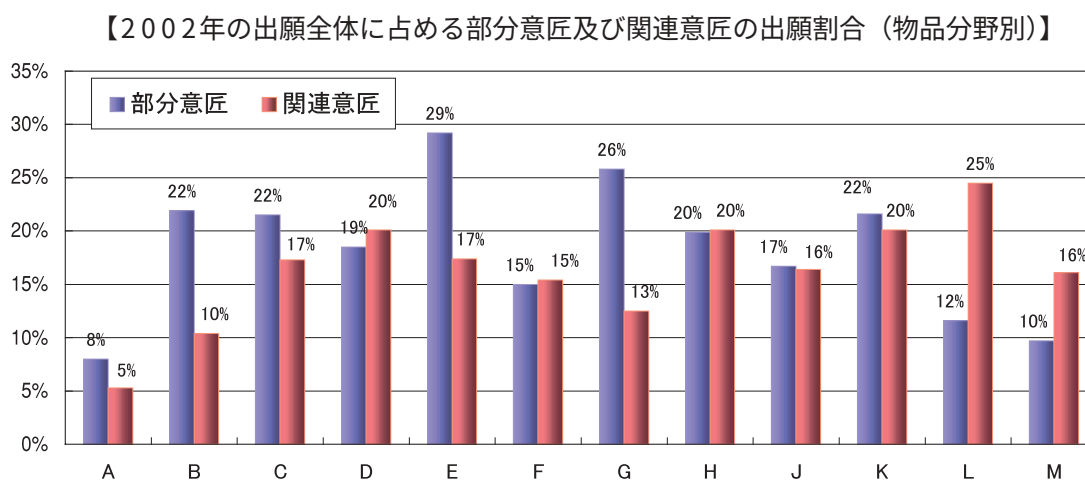
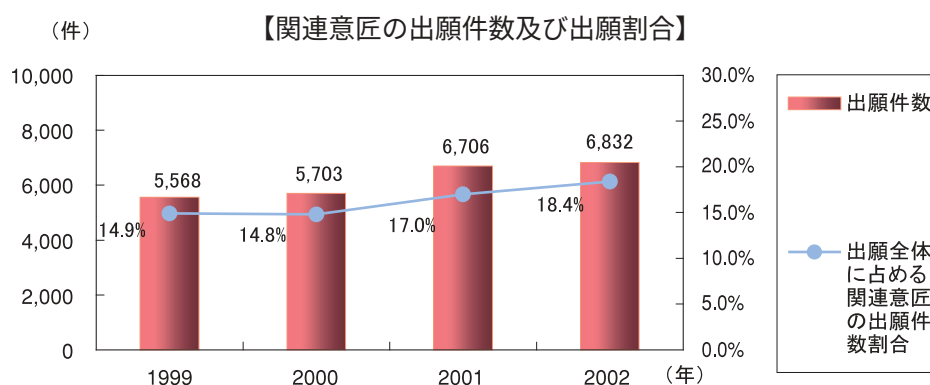
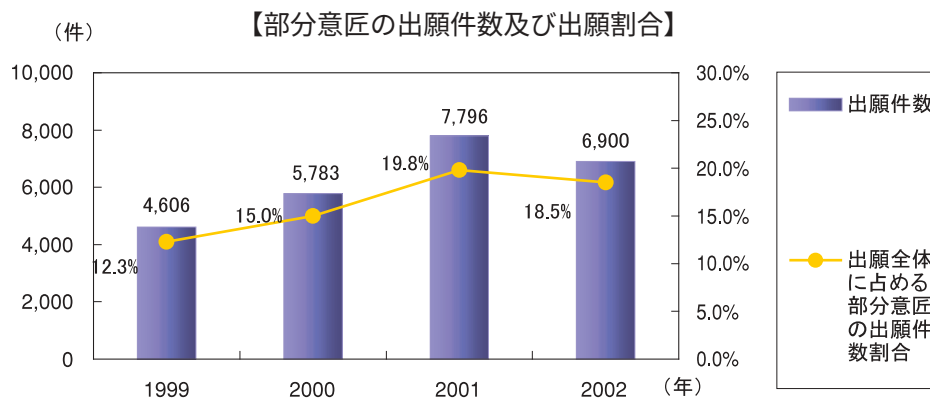


2002年の意匠登録出願件数を物品分野別にみると、日本意匠分類Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Lグループ（土木建築用品）及びDグループ（住宅設備用品）の出願割合が高い構造は依然として変化ないが、いずれの分野においても、出願件数自体は軒並み減少傾向にある。一方、全体の出願件数が減少している中で、Kグループ（産業用機械器具）及びEグループ（趣味娯楽及び運動競技用品）では、出願件数が増加している。具体的な物品群としては、意匠分類「K1」の利器及び工具、同「E2」の遊技娯楽用品について出願件数の顕著な伸びがみられ、特に、部分意匠の制度を利用した出願の増加が目立つ。

【物品分野別意匠出願件数推移】



部分意匠¹及び関連意匠²の出願件数は、1999年の出願受付開始以降、全般的に増加の傾向にある。部分意匠に関しては、2002年における出願件数が対前年比で減少に転じてはいるものの、依然として2000年の値を超える高水準での推移となっている。また、2002年の出願全体に占める部分意匠の出願件数割合を物品分野別にみると、Eグループ（趣味娯楽及び運動競技用品）が約29%で最も大きく、関連意匠については、Lグループ（土木建築用品）が最も大きく出願全体の約25%であった。



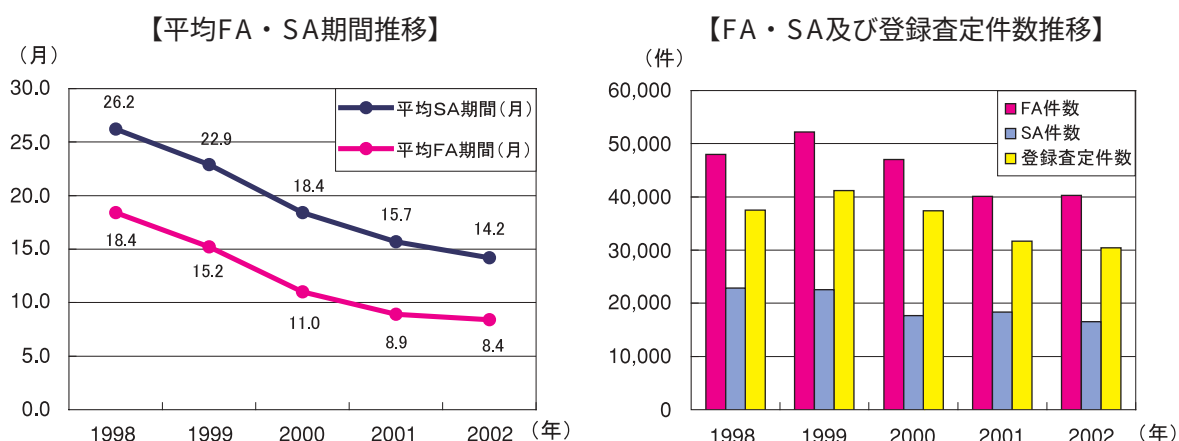
¹ 「物品の部分」に係る意匠のこと。1998年の意匠法改正以降、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。

² 自己の出願に係る意匠群のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似するバリエーションの意匠のこと。関連制度は、同日に同一出願人によって出願された場合に限り、本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能としたものであり、1998年の意匠法改正において導入された。

(2) 審査処理状況

意匠審査においては、ここ数年、年2サイクル審査¹の導入や資料調査員の活用等による審査の効率化を図ることで、審査期間を着実に短縮してきている（2002年における平均ファーストアクション（FA）期間は8.4か月、セカンドアクション（SA）期間は14.2か月）。また、2002年度末には、瑕疵のない出願全件について出願から登録までの期間を1年以内とすることを目標に掲げたDR1計画²の終期を迎えたが、10年以上にわたる関連諸施策への取組の成果として、9割以上の案件について出願から1年以内の意匠登録を達成することができた。

DR1計画の遂行に伴って審査未着手案件数が大幅に減少した現在では、審査件数が出願件数と同等の値に収束してきており、出願と審査との均衡が図られている状態となっている。



（備考）FA 期間：出願日から最初の審査結果の通知が発送されるまでの期間。

SA 期間：出願日からファーストアクション後の査定が発送されるまでの期間。

(3) 早期審査

権利化について緊急性を要する実施関連出願など、所定の要件を満たす意匠登録出願については、審査官は速やかに審査を開始し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めることとしている。

2002年における早期審査の申出件数は54件、そのうち早期審査の対象として選定された件数は28件（約52%）であった。また、早期審査の対象として選定された案件については、早期審査の申出から平均約2か月で一次審査結果が通知されている。

（参考：早期審査の対象となる出願）

以下の①又は②の要件を備えた意匠登録出願を早期審査の対象とすることができる。

¹ 意匠出願の審査においては、ある物品分野（例：オートバイ）の意匠に関する出願を一定期間分まとめて審査する多件審査（バッチ審査）方式を採用している。この方式に基づき、同一分野の審査を1年間に2回行うことを年2サイクル審査と呼ぶ。

² 意匠登録1年化計画の略。1989年11月に計画を策定し、翌2年度より実行開始。計画策定当時、出願から一次審査終了まで2年以上かかっていた審査期間を、拒絶理由等の瑕疵のない出願全件について、2002年度末までに登録までの期間を1年以内とする計画。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化に緊急性を要するものであること。

- a. 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- b. その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合。
- c. その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合。

② 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願であること。

（4）意匠分類の改正

意匠分類は、意匠登録出願を体系的に管理するための指標であるとともに、Dターム¹とあわせて意匠審査のための膨大な審査資料を効率良く検索するためにも欠かせない重要な検索キーである。これらは、自己の出願や意匠権の管理のために、また意匠公報や特許電子図書館等を利用した出願前の意匠権調査を行うための検索キーとして、特許庁外の意匠制度ユーザーによっても広く活用されている。

一方、現行の意匠分類は、1983年の制定以降1989年に一部改正を行ってはいるものの、その後既に10年以上が経過している。その間における工業製品市場や物品の主流、デザイントレンドの大きな変化を踏まえ、また、1998年の意匠法改正によって導入された部分意匠や組物の意匠の品目拡充、創作非容易性水準の引き上げ等に的確に対応した意匠審査を行うために、現在、意匠分類及びDタームの改正作業を行っており、2003年度中には改正意匠分類案へのパブリックコメントを実施し、2005年1月より、改正意匠分類による分類付与業務を開始する予定である。

¹ 意匠ファセット分類の略。機械を用いた検索効率の向上のため、意匠分類以上の細分化が必要な場合、又は関連する意匠分類の横断的なサーチが必要な場合に設定する主に形態的な観点から展開・構成された検索キーのこと。